

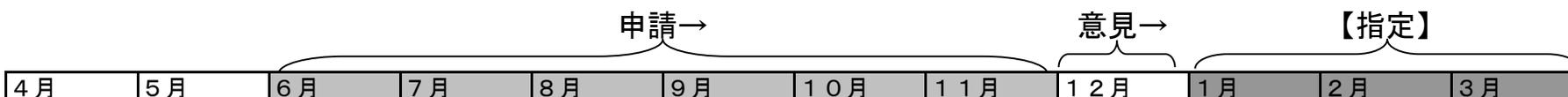
## 指定のスケジュールについて

介護保険法第115条の2第4項の規定により、介護予防支援事業者の指定にあたり被保険者等の意見を反映させるために必要な措置をあらかじめ講ずる必要があることから、下関市においては意見の反映の関係上、以下のスケジュールでの指定といたします。

### パターン1



### パターン2



### パターン3

